

I . 「工事工種の体系化」について

1. 背 景

公共事業の入札・契約は、従来から公平性、公正性を確保しつつ実施されてきたところであるが、入札・契約を巡る国内外の環境の変化を受けて、諸制度の改革が進められてきている。

すなわち、平成5年12月の中央建設業審議会の建議を踏まえ、一般競争入札方式の導入など入札契約制度の改革が、また、平成8年1月のWTOの政府調達協定発効に対応して、契約約款をはじめとした諸規定の整備が進められてきている。

これらの改革における基本的な考え方は、入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層高いものにすることである。

こうした中で、土地改良工事を請負契約に付す場合の積算業務と密接に関連するものとして、「工事数量表」と「積算書」がある。

工事数量表は、発注しようとする工事の工事内容を構成する各項目及び当該項目に関する規格ならびに契約数量を一覧表として記載したもので、これにより工事目的物が明確化され、入札・見積りの基本資料として契約上極めて重要なものである。

積算書は、予定価格作成の基礎資料となるもので、その構成は基本的に工事数量表と同じであるが、詳細な積算の内訳を記載した内訳書並びにこれら内訳毎の金額から構成される。

このように、工事数量表及び積算書は、積算業務における重要な資料の一つであるが、従来の積算においては、積算書の構成内容、積算書等に用いる用語や数量単位等の表示方法について統一的な取り扱いを定めておらず、これらは経験や前例等に基づく積算者の判断に委ねられていた。

このため、積算者や発注機関によって積算書等の構成内容や工事目的物の検収方法等が異なる場合が生じ、設計－積算－施工の各担当者間で当該工事内容に関する共通認識の醸成が困難となり、このことが契約手続き等を進める際、不透明な部分を内在する要因ともなっていた。

こうした現状を是正し、設計－積算－施工に関する一連業務の一層の透明化、合理化を促進するため、「工事工種の体系化」と称する特別仕様書の工事数量表及び積算書の構成、表示方法の標準化のための取り組みを行うものである。

2. 「工事工種の体系化」の目的と効果

「工事工種の体系化」とは、積算書の階層数や階層定義、細分化方法などの構成方法及び工事数量表並びに積算書の用語名称や数量単位などの表示方法を各工事工種ごとに標準化・規格化するもので、これにより契約内容の明確化を図り、併せて、積算業務の合理化を図るものである。

なお、工事工種の体系化による具体的効果を以下に示す。

◆ 工事目的物の明確化

- ・ 契約図書である工事数量表の表示方法を標準化することにより、名称・構造内容等の統一化が図られ、工事目的物の明確化につながる。

◆ 契約内容の透明性・客観性

- ・ 積算内訳と工事数量表を一体的に標準化することにより、積算内訳・契約内容の透明性、客観性の確保につながる。
- ・ 標準化により発注者、受注者の契約内容に対する共通認識の醸成につながる。

◆ 発注者の積算業務等の合理化・容易化

- ・ 標準的な積算内訳として定型化されることで、積算チェック・設計変更など効果的に積算業務を遂行するための環境が整備でき積算業務の合理化につながる。
- ・ 設計業務等の図面表記や数量のとりまとめの統一化が可能となり、工事発注時の図面修正や数量の拾い直しなどの作業を軽減できる。
- ・ 階層別に整理された積算内訳とすることにより、積算データの蓄積が容易となる。(積算結果の将来の活用等)

◆ 受注者の見積業務等の容易化

- ・ 記述方法が統一された工事数量表により、見積業務等が容易になる。
- ・ コンサルタント会社の図面表記や数量のとりまとめ作業が容易になる。

3. 「工事工種の体系化」の内容

工事工種の体系化は、積算書における階層数や階層の定義及び細分化方法の構成を規定した「工事工種の体系ツリー」と工事数量表及び積算書における用語名称や数量単位等の表示方法を規定した「工事工種の体系用語」により構成される。

4. 「工事工種の体系化」の適用

国営土地改良事業等において発注する工事の工事数量表及び積算書における構成は、工事工種の体系化を用いることとする。